

2022-8-30 第1回児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ

○日時：令和4年8月30日（火）10:00～12:00

○場所：オンライン会議

○出席者：

委員

安部 芳絵 工学院大学教育推進機構 准教授
大竹 智 立正大学 教授
敷村 一元 全国児童館連絡協議会会長
愛媛県児童館連絡協議会会長（えひめこどもの城 園長）
所 貞之 城西国際大学福祉総合学部 教授
水野 かおり 一般財団法人児童健全育成推進財団 企画調査室参事

事務局

里平子育て支援課長
阿南子育て支援課健全育成推進室児童健全育成専門官
浜田子育て支援課健全育成推進室健全育成係長

○議題

- （1）委員長の選任について
- （2）児童館の現状について
- （3）主な論点・今後の進め方について
- （4）その他

○配付資料

- 資料 1 放課後児童対策に関する専門委員会児童館のあり方に関する検討ワーキンググループの設置について
- 資料 2 主な論点（案）
- 資料 3 スケジュール（案）
- 資料 4 児童館について
- 資料 5 委員提出資料（水野委員）
- 参考資料 1 児童館の設置運営について
- 参考資料 2 児童館ガイドラインの改正について（通知）

- 参考資料 3 こども政策基本方針のポイント
- 参考資料 4 遊びのプログラムの普及啓発と今後の児童館のあり方について（報告書）
- 参考資料 5 児童館ガイドラインに基づく児童館実践事例集（概要版）
- 参考資料 6 令和4年度こども霞が関見学デー「オンラインこどもかいぎ」の概要

○浜田係長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから第1回「児童館のあり方に関する検討ワーキンググループ」を開催いたします。

委員の皆様におかれましては、御多用の中、御出席いただきましてありがとうございます。

本日の出席状況でございますが、本日は委員全員御出席となっております。

また、本日はウェブ会議での開催となっております。こちらにつきましても御協力いただきましてありがとうございます。各委員の皆様におかれましては、御発言いただく際には挙手をお願いいたします。指名の後、ミュートを解除の上、御発言をお願いいたします。

それでは、頭撮りはここまでとさせていただきます。

今回の会議は傍聴希望者向けにYouTubeでライブ配信をしております。なお、これ以降の録音・録画は禁止させていただきますので、傍聴されている方はくれぐれも御注意ください。

開会に当たりまして、子育て支援課長の里平より御挨拶を申し上げます。

○里平子育て支援課長 おはようございます。子育て支援課長の里平でございます。

本日は御多忙の中、当ワーキンググループに御出席いただきありがとうございます。このワーキンググループは、現在開催されている放課後児童対策に関する専門委員会と連動し開催するものでございます。専門委員会においては、放課後児童クラブにおける待機児童対策等の諸問題について取り扱っているところですが、児童館の今後のあり方については、こちらで集中的に御議論をいただきたいと考えております。

児童館については、現在、全国で4,400か所あります。唯一全ての児童を対象とした児童福祉施設であり、遊びを通じた健全育成を行っているところでございます。こどもや保護者にとって身近であり、誰もが自由に来館して過ごすことができる、その特性を生かし、地域の子育て支援や中高生世代の居場所づくりなどにも期待されているところでございます。

さて、委員の皆様には御案内のところと存じますが、先の国会において関係法が成立し、来年の4月1日よりこども家庭庁が発足いたします。今後こども家庭庁のリーダーシップの下、こども政策がさらに強力に進められていくこととなります。こども家庭庁では、こどもの居場所づくりを所掌することとしており、児童館は居場所として位置づけ、推進していくこととなります。そのため、ワーキンググループの議論の状況がこども家庭庁に着

実に引き継がれるようにしてまいりたいと考えております。

委員の皆様におかれましては、児童館に関して広い視野で御意見をいただきたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○浜田係長 続きまして、事務局より委員の皆様の御紹介をさせていただきます。五十音順で御紹介いたします。音声の確認も兼ねて、お一人一言ずつ御挨拶をいただけたら幸いです。

まず、工学院大学教育推進機構准教授、安部芳絵委員でございます。

○安部委員 安部です。よろしく申し上げます。

○浜田係長 ありがとうございます。

なお、安部委員につきましては、放課後児童対策に関する専門委員会との兼任となっております。よろしくお願いいいたします。

続きまして、立正大学社会福祉学部教授、大竹智委員でございます。

○大竹委員 大竹智です。よろしくお願いいいたします。

○浜田係長 よろしくお願いいいたします。

続きまして、全国児童館連絡協議会会長、敷村一元委員でございます。

○敷村委員 敷村です。どうぞよろしくお願いいいたします。

○浜田係長 よろしくお願いいいたします。

続きまして、城西国際大学福祉総合学部教授、所貞之委員でございます。

○所委員 所貞之です。よろしくお願いいいたします。

○浜田係長 よろしくお願いいいたします。

続きまして、一般財団法人児童健全育成推進財団企画調査室参事、水野かおり委員でございます。

○水野委員 水野でございます。よろしくお願いいいたします。

○浜田係長 水野委員につきましても放課後児童対策に関する専門委員会との兼任となっております。よろしくお願いいいたします。

ここで事務局を御紹介させていただきます。

先ほど御挨拶いたしました子育て支援課長の里平でございます。

○里平子育て支援課長 里平でございます。よろしく申し上げます。

○浜田係長 次に、児童健全育成専門官の阿南でございます。

○阿南専門官 阿南です。よろしく申し上げます。

○浜田係長 申し遅れましたが、私、健全育成係長の浜田と申します。どうぞよろしくお願いいいたします。

それでは、議事に入らせていただきます。

最初に座長の選任を行わせていただきます。事務局といたしましては、大竹委員に座長をお願いしたいと考えておりますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

(委員拍手)

○浜田係長 よろしいでしょうか。

それでは、大竹座長から一言御挨拶をいただいた後、進行をいただけたらと思います。
大竹座長、どうぞよろしく願いいたします。

○大竹座長 よろしく願いします。

ただいま御指名をいただきましたので、大役ではございますが、重責を果たせますよう努めていきたいと思っております。また、与えられましたこのワーキンググループの役割も果たせるよう努めていきたいと思っておりますので、委員の皆様には御協力のほどよろしく願いいたします。

それでは、配付資料の確認について、事務局からお願いしたいと思っております。

○浜田係長 承知いたしました。

本日配付しております資料につきまして確認をさせていただきます。

まず、資料が5点ございます。

資料1、ワーキンググループ設置要綱・委員名簿。

資料2、主な論点（案）。

資料3、スケジュール（案）。

資料4、児童館について。

資料5、委員提出資料として水野委員からお預かりしております。

このほか、参考資料が参考資料1から6、6点ございますので、御確認をお願いいたします。

また、委員の皆様のみならず昨年度の調査研究に関する報告書や関係書類をお送りしておりますので、併せて御確認をお願いいたします。

以上、不足がございましたら、大変お手数をおかけいたしますが、メールでお知らせしている資料を御参照いただければと思います。

○大竹座長 それでは、議事2「主な論点・今後の進め方について」、事務局から説明をお願いしたいと思っております。

○阿南専門官 事務局でございます。

資料2と3をまとめて御説明いたします。

まず、資料2でございます。主な論点（案）として大きく2つ挙げさせていただいております。1つ目、児童館の現状について。1つ目の丸、課題や成果等を含めまして児童館活動の現状について。2つ目の丸、平成30年の児童館ガイドライン改正時に付加いたしました大型児童館の役割について。そのほか児童館ガイドラインについて御意見をいただけたらと思います。

大きな2つ目、今後の児童館活動について。1つ目の丸、今後期待される児童館活動について。2つ目の丸、こども家庭庁創設の過程において児童館を居場所、サードプレイスと位置づけて考えておりますが、そのほか多様な居場所がありますので、その中における

児童館の位置づけについて。そのほか児童館の現状や今後の活動を見据えて課題となる事項について、御意見をいただければと思っております。

これらの議論の状況を取りまとめ、専門委員会に報告することといたします。

また、本委員会としましては、児童館ワーキングの議論も含めた形で今年度末に取りまとめを行い、こども家庭庁に引き継いでまいりたいと考えております。

続けて、資料3、スケジュール（案）でございます。専門委員会とワーキンググループを並行して実施してまいりたいと考えております。ワーキングについては、今回、10月、11月の全3回で御議論いただきたいと考えており、その後の専門委員会で報告をいただきたいと考えております。

以上でございます。

○大竹座長 御説明ありがとうございました。

論点については、後ほどの議論のところで御意見をいただくとします。その上で、論点整理をしていきたいと思っております。

では、進め方ですが、スケジュールについては、10月、11月、第2回、第3回ということで示されましたが、このような形でよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○大竹座長 11月までにあと2回開催し、その議論の状況を取りまとめ、12月の専門委員会に報告いただきます。

こちらは専門委員と兼任されている安部委員、水野委員にお願いしたいと思っております。これらについて御意見はいかがでしょうか。スケジュール、この後、10月、11月ということ。そして、安部委員、水野委員には専門委員会のほうで御報告をいただくということで、よろしくをお願いしたいと思っております。

（安部委員首肯、水野委員首肯）

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、次に進みたいと思っております。議事3に移ります。本日の流れですが、まず事務局から児童館の現状について説明いただきます。また、水野委員から昨年度の全国児童館実態調査について御説明いただけるとお聞きしています。そこまでで質疑応答をいたします。

その後、初回のワーキングですので、幅広く委員の御意見を出していただけたらと思っております。そのような進め方でよろしいでしょうか。

（委員首肯）

○大竹座長 それでは、事務局から説明をお願いしたいと思います。

○阿南専門官 事務局でございます。

資料4、並びに適宜参考資料のほうも御説明させていただきます。

資料4につきまして、1枚おめくりいただき2ページ目、児童館の概要でございます。児童館は、児童福祉法40条に規定される屋内型児童厚生施設でありまして、その目的は、

条文にあるとおり、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」とされています。令和2年10月1日現在、4,398か所設置されております。

続きまして、3ページ、児童館数の推移を掲載しております。上のほうに記載しておりますとおり、昭和40年代、50年代に多く設置されており、施設数を増やしてまいりましたが、平成18年の4,718館をピークにして、現在は横ばいから減少傾向にあります。公営、民営を折れ線グラフで示しておりますが、赤の折れ線、民営が増加傾向にあります。

4ページ、児童館の法令等の規定内容をまとめております。児童福祉法は先ほど御説明したとおりです。

省令である児童福祉施設の設備及び運営に関する基準で基本的なところを定めております。設備について、また、職員である児童の遊びを指導する者についてなどを規定しております。

続けて、5ページ、児童館の種別についてまとめております。小型児童館、児童センター、中・高校生世代を主な対象とする大型児童センター、都道府県域を対象とする大型児童館A型、宿泊を伴う活動を行う大型児童館B型があります。これらは出典に記載しておりますが、「児童館の設置運営について」という事務次官通知並びに局長通知に規定しております。通知を参考資料1に入れておりますので、御確認ください。

6ページ、児童館の運営や活動の基本的な事項を示し、望ましい方向を目指すものとして、平成23年に児童館ガイドラインを発出いたしました。また、地域のこども・子育て支援に資する児童福祉施設としての児童館のさらなる機能強化を目指し、平成30年に改正をしております。参考資料が改正通知となっておりますので、御確認ください。

7ページ、福祉サービス第三者評価についてです。施設の質の向上や、利用者本位の福祉サービスの提供を実現するための制度ですが、児童館についても平成18年から導入をしております。児童館ガイドラインの改正を受けまして、これに準拠したものに令和2年度に改正いたしました。

8ページから12ページまでは論点（案）に沿いまして、近年実施いたしました調査研究や委託事業から関連するものを入れております。まず、8ページは児童館におけるこどもの居場所づくりについてです。居場所の定義が難しいところではございますが、いわゆるロビーワーク等を含めての調査結果を入れております。なお、児童館の位置づけから情報共有が難しいなどの指摘もいただいているところでございます。

9ページ、児童館の福祉的課題への対応についてということで、相談内容についてまとめております。年間の相談件数やこども、保護者からの相談内容について入れておりますので、御確認ください。

続いて、10ページは令和3年度に行いました委託事業でございます。福祉的な課題への対応をモデル的な事業として実施したのになります。他機関や専門職との連携、アウトリーチ活動、学習支援など多様な取組を行っていただきました。

11ページ、こちらも令和3年度に行った事業でございますが、発達段階に配慮したプロ

グラムの開発。これについて実施したものをまとめております。

12ページにつきましては、感染症対策、あるいは災害時を想定いたしました非常時の児童館活動に関するモデル的な事業の検証になります。委託事業につきましては、成果物を公表し、各自治体や児童館で活用いただいているところでございます。

13ページは、今年度創設いたしました児童館における健全育成活動等開発事業の説明資料となっております。都道府県、市区町村が実施するモデル的な事業への補助事業となっております。テーマをあらかじめ設定し、公募させていただきました。横展開できるように、事例の取りまとめと公表を今後行ってまいりたいと考えております。

14ページ、先の国会で成立いたしました児童福祉法の一部を改正する法律について、概要を1枚入れております。改正の趣旨は記載のとおり、子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化等を行うということでございますが、法改正におきまして、児童館に係る点について2つ御紹介をさせていただきたいと思っております。

15ページをお開きください。市区町村におきましては、「全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関としてこども家庭センターの設置に努めることとする」としております。資料の中ほど左側の黄色囲みでございます。こども家庭センターと密接に連携する子育て世帯の身近な相談機関、改正法上は地域子育て相談機関としておりますが、児童館もこれを担うことができるのではないかと考えております。児童館がこれまで取り組んできた子育て家庭、あるいはこどもからの相談対応が活かされることと思っております。

16ページ、子育て家庭への支援の充実といたしまして、家庭でもない、学校でもない居場所としまして、児童育成支援拠点事業を創設いたします。養育環境等に課題を抱える主に学齢期の児童を対象とした事業でございます。先ほど御紹介いたしました地域子育て相談機関並びに児童育成支援拠点事業につきましては、令和6年4月1日の施行を前に、円滑な実施を図るため財政支援を開始しているところでございます。特に児童育成支援拠点事業につきましては、17ページにある事業を展開しておりますので、御参照ください。

そのほか参考資料も適宜御参照いただけたらと思っております。参考資料3ではこども家庭庁関連の法概要、こども基本法の概要を入れております。

参考資料4は児童館ガイドライン改正に当たって取りまとめられました社会保障審議会児童部会遊びのプログラム等に関する専門委員会の報告書、参考資料5は改正後の児童館ガイドラインに沿った活動事例集の概要となっております。また、参考資料6では、今月開催いたしました児童館のこどもたちによる「オンラインこどもかいぎ」の概要を1枚入れております。こどもたちの意見表明の機会づくりや、児童館運営に意見を反映することの参考になると考えております。

資料の説明は以上でございます。

○大竹座長 ありがとうございます。

では、続けて、昨年度実施された全国児童館実態調査について、水野委員から御報告を

お願いしたいと思います。

○水野委員 水野でございます。よろしくお願ひいたします。

お手元にあります資料5を御覧いただければと思います。令和3年度に厚生労働省の補助事業として全国児童館実態調査を実施いたしました。この調査研究は、現在このワーキングの座長でもあります大竹委員には主任研究委員として御参画いただき、所委員におかれましても研究委員として御参画いただいた調査研究です。ありがとうございました。この概要について、私のほうから簡単に御説明をさせていただきたいと思います。

1枚めくっていただきましてページ1になります。この実態調査は5年に一度の調査となっております。今回全体での回収率は約80%となっております。

2ページ、全国の自治体の児童館の設置率でございます。約6割の自治体に児童館が設置されているという結果です。平成27年度と比べますと、さほど影響はなかったような報告となっております。

続きまして、児童館の新設予定、廃止の予定の関係についてでございます。自治体の事業計画にしっかりと明記してある自治体につきましては、廃止、休止の割合が少ないということが分かりました。

続きまして、児童館の平均利用数でございます。年間の延べ人数にしますと、平成28年に比べると約半数となっております。こちらは新型コロナウイルス感染症が児童館の来館に大きな影響を与えた結果ではないかと思われまます。

続きまして、児童館の運営形態についてです。こちらにつきましては公設公営、公設民営。先ほど阿南専門官からもお話がありましたが、公設民営の割合も増えてまいりました。

続きまして、児童館の利用者層の内訳でございます。令和3年度、小学生の数がとても増えている傾向が見られますが、令和3年度、小学生の利用の6割のうち放課後児童クラブ児童が約半数となっております。放課後児童クラブの需要の高まりとともに、登録児童の数が増えたということで、児童館の利用者数にもつながっております。

続きまして、こちらは自治体の調査、児童館の調査をクロス集計したガイドライン周知・活用の関連性の結果でございます。児童館ガイドラインを周知している市町村にある児童館は、ガイドラインに示される活動内容においての実施割合が高いということが見てとれます。濃い緑色になっている部分が顕著に見られる部分でございます。

続きまして、配慮を必要とするこどもが児童館を利用する割合についてでございます。配慮を必要とするこどもの定義でございますが、児童館ガイドラインに示している障害のあるこどもであったり、家庭や友人に悩みを抱える児童であったり、また、保護者に不適切な養育が疑われる児童、いじめなど問題を抱えている児童を示しております。障害のあるお子様の利用については、約8割以上の児童館が受入れを行っており、利用が増えている傾向が見られます。

続きまして、児童館ガイドラインの中でも最も大事にしていることでもありますこどもが意見を述べる場の提供でございます。こども家庭庁の大きな柱でもあるこどもの視点、

こどもの声を聞くということは、まさに児童館がとても大事にしているものです。少しずつ伸びており、6割以上の児童館が実施をしております。

続きまして、こちらはこどもが参画する取組の割合についてです。こどもが参画する取組の割合は全体的に下がっております。こちらにもコロナの影響が大きく影響しているかと思われま

続きまして、児童館の活動の実施割合です。やはり放課後児童健全育成事業、放課後児童クラブが増えているということが分かります。一方で、右側のグラフですが、運動遊びについては若干下がっております。こちらにもコロナ禍で運動遊びそのものができなかったということですが、下のほうの学習支援、食事の提供は、コロナ禍であっても若干増加傾向にあったということが見てとれます。

続きまして、児童館内放課後児童クラブの登録人数です。先ほどの児童館内のクラブ児童数の増加のほうにも見られましたが、児童館内のみならず、全国的に放課後児童クラブのお子様は増加傾向にございます。

続きまして、要保護児童対策連絡協議会への児童館の参画割合です。5年前、それから23年度に比べてほぼ変化はございません。児童館ガイドラインにおいてもこの要保護児童対策連絡協議会への参画を期待するよう促してはおりますけれども、指定管理、それから民設が増えたこともあってか、行政の組織のほうに参画することが難しいのではないかなということが見てとれます。

続きまして、第三者評価です。先ほど阿南専門官のほうからもお話がありましたけれども、平成28年度から令和3年度、5年たっても受審率はまだまだ低い様子です。

続きまして、児童館が連携・協力する社会資源のランキングとして、令和2年度児童館種別平均利用者数については、御覧いただければと思います。

災害時事業継続計画（BCP）の整備状況についてでございます。先日、令和4年度通常国会における児童福祉法の一部を改正する法律案の中で、児童の安全確保を追加する修正案が可決されたように思います。その中で、児童館においても安全計画の策定が義務づけられる必要がある。また、業務継続計画（BCP）の策定の努力義務化も記載されておりました。コロナ禍で令和2年度の4月、5月には全国の約90%の児童館が臨時休館となりました。感染症での閉館は、児童館の中でも想定外であったかと思われま

続きまして、ICTの整備環境です。こちらにもコロナ禍で加速してきたICT環境整備ではありますが、大型児童館につきましては、研修会などを実施するということがあって、94%以上の児童館が整備されております。一方、小型児童館等は、地域によりましては、まだまだ整備をされていない児童館もあるようです。

次は、大型児童館の調査結果が続きます。こちらについても5年前の数字に比べると、緊急事態宣言、1か月以上臨時休館等で利用者、開館日数共に激減となっております。こちらにつきましては敷村委員が大型児童館のことにお詳しいと思われま

補足等をいただければと思います。

続きまして、大型児童館の活動状況です。こちらも御覧いただければと思います。

最後のまとめと提言のほうは2ページほどございます。こちらについては先ほどの児童館の論点の中にも含まれるかと思しますので、御覧いただき、後ほど御意見をいただければと思います。

また、詳細につきましては、結果のほうがホームページ等々でダウンロードできるようになっております。とても膨大な資料ではございますけれども、御覧いただければと思います。

以上、私のほうから簡単に御報告させていただきました。ありがとうございました。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

これまでの説明を受けまして、まずは質疑応答をお願いしたいと思います。委員の皆様方から御質問がございましたら、画面上で挙手いただくか、システムの挙手ボタンをお願いいたします。私から御指名いたしますので、その際にミュートを外していただければと思います。もしこちらが挙手に気づかない場合は、お声がけいただければと思います。なお、発言される委員は氏名を名乗ってから御発言いただきますよう、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、これから質疑応答ということで、各委員の方々から何かございましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。敷村委員、お願いします。

○敷村委員 敷村です。よろしくお願ひいたします。

私は今、全国児童館連絡協議会の会長をさせてもらっておりますが、先ほど水野さんからあったように、今はえひめこどもの城という大型児童館で園長をさせてもらっております。その前は松山市の地域児童館でも働いておりましたので、地域児童館と大型児童館の必要性というものを感じているところでございます。

その中で、今回いろいろな調査とか児童館について取り上げていただいて、大変ありがたいと思っているのですが、まずは地域の児童館の部分におきましては、こどもたちが選んでこられる唯一の児童福祉施設ということになりますので、今、こどもたちが置かれている現状を考えると、児童クラブに関しましては、保護者の方がしっかりとそこは見てくださいたいと入ってくるのですが、それにこぼれる方というか、親御さんの意思とは違う部分のところで、こどもがSOSを持っている方、こどもが唯一来られる場所というのが児童館ということをお私はずっと感じておりました。

松山市の児童館にいたときにそういうことを強く感じておまして、特にこの夏休み、学校の給食がなくなって、痩せてくる子を多く見たり、300円とか500円だけ持ってくる子とか、そういう現実的なところを目にして関わってきましたもので、私は今のコロナのときになりまして、こどもたちの行く場所、居場所的な部分のところを児童館の中では感じております。なので、来年度に開設されるこども家庭庁におきましては児童館というものの可能性を考えていただきたいと思ひます。

私は児童館に関わりまして30年近くになるのですけれども、そういうことを実はすごく感じております。20年ほど前に週休2日制の導入があったときに、児童館に割といろいろな予算が下りまして、いろんな活動もさせてもらいました。私は松山の児童館におったのですが、そのときにいろんなキャンプ活動や、放課後の活動の見直しがされました。それを機にいろいろな活動をさせてもらって、そこで関わったこどもが結婚して、こどもを授かっている子も多いのですが、今、私が大型に来て、その子がよく来てくれるようになっているのです。そこを見ると、児童館というところはずっとつながりがある施設で、保育園とか児童クラブとは違った、関わりがずっと持てるというのが大きな特徴かなと思っておりますので、そういう意味では今の世の中にすごく大切ななど。いろいろな特徴がこの調査や研究の中で今、取り上げられているのではないかなと思いますので、今回この会の中でそういう部分のところ。でも、現実的には課題があります。職員の体制の問題とか地域の問題というのがありますから、もしよければそういうところをお話しできたらなと思いますので、よろしく願いいたします。

○大竹座長 ありがとうございます。

それ以外の委員の方々に御質問とかございましたら、お願いしたいと思います。いかがでしょうか。では、安部委員、お願いいたします。

○安部委員 ありがとうございます。安部です。

阿南専門官がお話をされていた資料4の8ページ、「児童館におけるこどもの居場所づくり」というのがあったと思うのですけれども、これについて質問があります。御説明の中で、居場所づくりや福祉的なニーズに対応することが位置づけられていないことから、情報共有等が進んでいないという説明があったかと思うのですが、これについて、この調査の時点と今とでまた違うと思うのですが、もう少し詳しくお話を伺いたいというのが1点目です。

もう一点、これに関連して水野委員にお伺いしたいのですが、要対協への児童館の参画割合がなかなか増えていないというところですが、先ほど指定管理等で公設民営が増えているからではないかということだったのですが、公設民営はこれからも増えるのではないかなと思うのですけれども、その状況で要対協に児童館が参画していくためにはどんな要素が必要なのか、お伺いできればと思います。

以上です。

○大竹座長 では、阿南専門官、お願いします。

○阿南専門官 事務局でございます。

御質問のところでございますが、こちらの調査につきましては、平成29年度に行いました調査研究事業で実施したものでございます。そのため、28年度現在の時点の状況について取りまとめたものになっております。その時点で児童館ガイドライン、平成23年度版がございましたが、居場所づくりであるとか福祉的課題への対応というところを積極的に明示しておりませんでした。包括的に児童館がこどもの居場所であるとか福祉的な対応を行

っているという認知はあったかと思えますけれども、明確化されたというところでは平成30年以降の調査も改めて必要になっているのかなと思っておりますが、当時の状況ではガイドライン等にはっきりとした位置づけがないということもありまして、自治体の中で児童館がそういった役割を担うという意識がそれほどなかったのかなと推察をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○安部委員 ありがとうございます。

○大竹座長 水野委員から何かありますか。先ほどの要対協について。

○水野委員 こちらにつきましては、私は今、育成財団のほうにおりますが、数年前まで児童館の館長をさせていただいておりました。その関係もありまして、民間ではありましたが、行政の中での関わりも含めて、個人情報を持ち出して情報共有することに関してハードルがとても高いかなと思われます。要保護とか要配慮児童の個人情報については学校等にも情報共有の仕方。この中に入っていれば情報共有はできますけれども、なかなか表に出すことができないということも含めて、行政の中にうまく入り込むためには、規定をしっかりとつくるということも必要だろうと思えますし、また、児童館が行政の中でしっかりと位置づいていれば、児童館のほうも要対協の中に加えていただいて、共に情報共有をするということが可能になっていくのではないかなと思えます。公設民営と民設民営もありますので、その辺も含めて行政のほうで一体的に考えていただければ、より進むのではないかなというふうにも思われます。

よろしいでしょうか。

○安部委員 ありがとうございます。

○大竹座長 ありがとうございます。

今の要対協の参加云々というところで、関係の限りではというところでは、今、水野委員からお話があったように、児童館という組織自体が地域の中になかなか理解されていないということと、さらに言えば、児童館というところの専門性とか、そこにいらっしゃる専門職というところが、先ほど守秘義務ということがありましたけれども、こういった民間の方々に要対協に参加していただいて、守秘義務というところがどこまで徹底されるのかという不安もあるのではないかと。そういった意味では、そこに参加するというところでは、児童館職員であっても、そこは専門職として倫理も含めてしっかりと持っているところを自治体の方々にも理解していただければ、児童館の職員の方々がそこに参画できる。

今後のところでいけば、まさにそこが求められているところで、地域の要保護、要支援、そういったお子さんをしっかりとキャッチできる立場でもあるし、支援できる立場でもあるというところでは、今後児童館というところを正しく理解していただく、そうした機能もしっかりと担っていただくということをやっていくことが大事なのではないかなと思っております。

以上です。

それ以外のところで何かありましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。では、敷村委員、お願いします。

○敷村委員 そこに少し関連するかもしれないのですが、地域、自治体によつての児童館の在り方というか、各自治体によつて違います。私は今、大型児童館、えひめこどもの城の館長をさせてもらっていますが、愛媛県の大きな児童福祉の会合にも委員として参加させてもらっております。それこそ要対協的などところもそうですし、こどもの居場所のことに関連して、児童館の代表として行かせてもらっている。自治体によつて大分違ってきます。大型児童館の今の役割のところでも、全国的に十何か所ぐらいで、大型児童館が全部にあるわけではない。その中で大型児童館がしっかりやらせてもらっているところは、県の児童福祉課というか、子ども家庭課的などところとしっかりとお話をさせていただけるようになっております。でも、愛媛県はやっているけれども、愛媛県の各市町村に下りてくると、職員の身分もまだ臨時職員であったり、正規職員でない人が働いていたりという部分が若干あります。民間資格ですが、そこの中での児童厚生員二級、一級、児童育成指導士という形で、専門職でランク付をしているのですが、そういう部分の認識度がまだ薄いところがあります。

そういう意味では、その辺りを今後しっかりすることによつて、こどもたちの声を拾う部分のところができるのではないかと。保育園に続いて児童福祉施設として多いのが児童館でございますので、そこからこ入れすることが今のこどもたちの現状把握、そしてそれに直接的な役割を担えるのではないかという期待を持っておりますので、そういうところについて今後お話を進められればよいなと思っております。

○大竹座長 ありがとうございます。

そのほか御質問等があればお願いしたいと思います。安部委員、お願いします。

○安部委員 水野委員が報告してくださった資料の中に「子どもが参画する取組の実施割合」があったかと思うのですけれども、この中で「行政施策策定への参画」というのが3.3%出ているかなと思います。これはどんな内容だったのか、もし具体的に分かるようでしたら教えていただけるとうれしいです。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

水野委員、分かりますでしょうか。

○水野委員 今、冊子があるので、確認するお時間をいただいてもよろしいでしょうか。申し訳ありません。

○大竹座長 はい。

では、調べておいていただいて、その間にほかの委員の方々から何かあればお願いしたいと思いますが。

この後、各委員からお一人5分程度御意見をいただきたいと思っておりますので、御質

問に対する応答についてはこの辺りで閉じさせていただきたいと思います。水野委員には調べていただいて、分かれば後ほどお願いできればと思います。

それでは、このワーキングの初回ということもありますので、児童館に関して事務局から示された論点を中心にしながらも、まずは自由に御意見を頂戴できればと思っています。皆様に御発言いただければと思いますので、まずはお一人5分以内で御発言をお願いしたいと思います。五十音順で安部委員からということで考えております。そして、私は最後で発言させていただくということで、安部委員、敷村委員、所委員、水野委員という順番で、お一人5分程度で御意見等をいただければと思いますので、よろしく申し上げます。

それでは、安部委員、よろしいでしょうか。

○安部委員 安部です。

ワーキングに参加するに当たって4点ほど申し上げたいことがありますので、よろしく申し上げます。このコロナ禍でこどもの育ちの中で最もないがしろにされてきたものの一つが遊びではないかと考えています。遊びは不要不急だと見られがちで、いろんなところでいまだに制限をされています。このような現状を踏まえて、児童館の役割について2点、こども家庭庁との関連について2点申し上げたいことがございます。

まず1点目、小型児童館あるいは児童センターの役割ですけれども、先ほど課長からもありましたが、4,000か所以上ある児童館ですが、知っている人は知っているけれども、知らない人は知らない。保育園とか学校みたいに好きとか嫌いではなくて、知っているか知らないかで分かれてしまうのはなぜかなとずっと思っているところです。0から18歳までトータルにカバーしているのは児童館しかないの、知っている子だけに届けばいいわけではなくて、知らない子にもどうしたら届くかというのをこれから考えていく必要があると考えています。その意味では、職員の皆さんがずっと児童館の中ではなくて、アウトリーチしていくとか、あるいは地域資源をコーディネートしていくということが重要になってくると思います。もう既にやっぺらっしやる児童館も多いかなと思うのですけれども、その辺りを含めた児童館、小型、児童センターの役割というのを考えたいかなというのが1点目です。

2点目は大型児童館の役割ですが、先ほど水野委員の報告にもありましたが、大型児童館の中で連携をしているところが8割以上ということだったかなと思います。この連携というのも小型館とはまた違った中身なのかなと思いついていました。例えば災害があった場合に、地元の児童館は被災をして動けないけれども、県内の大型児童館は動けるとなったときに、動ける児童館同士を組織化して遊びの支援に向かうということもできるのではないかと考えています。そうすると、小型館とは違った大型児童館の役割、地域資源をコーディネートしたりという意味でも考えていく必要があると考えています。

それだけではなくて、児童館は、先ほどから第三の居場所、サードプレイスという言葉が出てきていると思います。これは本当にそうだなと思いつているのですが、大型児童館がサードプレイスかと言われたら、ちょっと違うかなと感じています。放課後の審議会でも

申し上げたように、大型館に関しては、サードプレイスというよりも、どんな子どもでもそこに行けば庇護されるようなアジール的な役割があるのではないかなと感じているので、その意味でも大型児童館の役割というのをもう一回考える必要があるかなというのが2点目です。

3点目、こども基本法との関連ですけれども、こども基本法の中に「遊び」という文言が出てきません。こどもの育ちにとって遊びは重要であるというのは、私たちみんな、うんとうなずくところですが、「遊び」が入っていないのはなぜかなというところを考えなければいけないと思っています。特に国連「子どもの権利条約」でも31条、遊びの権利は忘れられた権利と言われがちで、要は、何かこどものことを考えるときに、乳幼児保健とか教育などが先に来てしまって、遊びはいつも最後になるのです。今回のこども基本法でも同じようなことが起こっているかなと感じているので、遊びをしっかりと位置づけたら、このワーキングで位置づけていくしかないだろうと感じています。

4点目、同じくこども家庭庁の設置であるとか、あるいはこども基本法との関連で、こどもの意見表明、参加というのが非常に重要な論点として上がってきているかなと思います。先ほど水野委員もおっしゃっていましたが、こどもの視点を政策に反映するといったときに、何でもいいから言っていよいよと言われても、こどもたちも困ってしまう、途方に暮れる部分もあると思うのですけれども、一方で、児童館は児童館ガイドラインの中でその活動内容としてこどもが意見を述べる場の提供というのがきちんと位置づけられていて、そこでこどもの意見を聞きながらいろいろな企画をすとか運営をしていくようなことをこれまで積み重ねてきていますね。そういう意味では、その児童館の蓄積というのをこどもの視点あるいはこどもの考えとかをその政策に反映していく部分にも援用できるのではないかなと考えています。

総じて何が言いたいかというと、「こどもまんなか社会」という言われ方をすると思うのですが、これはこどもが頑張って真ん中に行くのではなくて、社会の側が変わらなければいけないのだと思うのです。でも、その話があまりされていなくて、特にこどもの相談を重視していくような流れにあると思いますが、この相談はとても大事なのだけれども、相談ばかりしていくと、問題がこどもの中に矮小化されてしまうというか、本当は環境との関係で社会の側が変わらなければいけないのに、こどものせいにされてしまう。そうではなくて、社会の側がどう変わればいいのかというときに、その橋渡しをすることが児童館にはできるのではないかなと思っています。こどもに近い存在でこどもの声を聞いているからこそ、その視点でこども中心でない社会を変えていく、そういうことが児童館にはこれからできるのではないかなと考えています。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

続きまして、敷村委員からお願いしたいと思います。

○敷村委員 よろしく申し上げます。

他の委員のほうからもいろいろあったので、そのところはまさにそうだなと思っております。特に大型児童館のことにしましては全くそうだと思います。目的がまた違ってくると思いますので、大型児童館にしましては、職員の研修であったり、そこを引っ張っていったり、児童館をコーディネート、及び各地域の児童館の中で牽引していきながら、そして必要性。実は広告塔になる必要もあるのではないかな。実は大型児童館を児童館と知らない人もいます。大型児童館イコール児童館と知らない人もいて、遊びに来るといふところもあるので。ここは児童館なのですよと常に言っているのですが、そういうことも含めて、そういうことも大型児童館の役割の一つ。そして、大型児童館が各地域の中でもこれから広がっていく必要があるのかなというところも考えております。

なので、地域の児童館と大型児童館は確かに違うと思っておりますし、そういう意味では、地域の児童館は特に居場所の認識。児童館というところは、今まで小学校低学年の子が多かったのですが、実は少しずつ中学生、高校生が活躍する場、来てくれる場所になっております。愛媛のほうでできた3万人規模の市の児童館は夜8時まで開くようになって、中学、高校が近くにあると、一気に中学生、高校生が集まってくるのです。このコロナ禍で6時までになったのだけれども、5時から6時の間にそこに集中してくる。現実そういうところがある。そこは市内から少し離れている児童館なのですが、中学、高校があるところでは中高生が寄ってくる、居場所を求めてくる。部活の間でも来る。

知っている子は知っていて、上手に使う子は使っているのですけれども、4,300ほどある児童館の職員のボトムアップ、スキルアップもしていけないといけないというのが今のこの時期でもあると考えております。全員が全員中高生を受け入れますとか考えておらず、時間的にこの時間でいいとまだ思っている人もいます。こういう機会に時間の設定とか受入れの設定の枠を広げるといふのは、今後の話し合いの中で一つ考えていただきたいなど。

そのためには、現状的には予算の確保もありますので、例えば大学生や65歳以上の方、主婦の方の受入れ。その代わり児童厚生員としての資格をしっかりと取った上でとか、保育園や小学校の教員の免許を持っておられる方、もともとスキルがある方をしっかりと雇用しながら、そこに児童館の必要性を乗せていくというのが今、一番求められているところではないかなと考えております。今後、中高生の部活動等が地域のほうに委ねられるようになってきて、学校も大変なので、学校に全て全てとは思っていません。なので、分担してしっかりと地域のこどもを見ていくという意味でも、部活に入れる子はいいのですけれども、そうではない子の居場所的なものも含めながら。休みのときにはクラブの子もよく来るのですが、コーディネートの役割をするというのがもともと児童厚生員の役割なのですけれども、その辺のところをもっとしっかり。だから、児童厚生員自身のスキルアップというのもこの中に必要なかなと。

もう使われなくなっている公共機関、そういうものも実はある。児童クラブも当然いいのですが、こどもたちの居場所、場所づくりとして児童館というものへの期待と、持って

いるスキル部分。本来ガイドラインで示されているところをもう一度検証してしっかりと伝えていく。大竹委員が言われたように、私たち現場における人間ももっと伝えていかないといけないと思っています。今のままではまだまだ足りないなと思っているので、こういう立場の人間をもう一度しっかりと、及び今回こども家庭庁の中においてそこをしっかりと各自治体の方に理解していただくことによって変わってくるのではないかな。でも、実は一番変わりやすい児童福祉施設であるので、その辺のところを今回の会議の中でしっかりとお話ができればいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○大竹座長 ありがとうございます。

続きまして、所委員からお願いしたいと思います。

○所委員 所でございます。よろしく願いいたします。

今日は皆様のように具体的な建設的な話にはできませんけれども、社会福祉、特に児童福祉の中でも健全育成や虐待防止等に関心を持って研究を進めております。

個人的な話ではありますが、そもそも児童館との出会いは大体30年前、大学に入学したときだったのです。私の生まれ育った地域には児童館が設置されていませんでしたので、大学に入ってボランティアサークルで活動していたときに初めて出会ったという感じでした。その中で子どもたちが生き生きと遊んでいる姿を見て、本当に新鮮な気持ちになりましたし、こういった施設が自分の生まれ育ったところになかったのはどうしてなのかなと思いました。反面、どうしてこういう児童館というものが存在するのか、設置されているのかという単純な疑問も持ったというのを覚えています。

その中で、社会福祉や児童福祉の勉強を自分なりに進めていく中で、児童館というのが児童福祉であるということを知ったときは大変驚きました。今まで福祉施設として習ってきたものは別の形、児童養護施設だったりということがありましたので、どうして児童福祉施設として位置づけられているのかというのはずっと疑問、関心を持っていたというところがあります。

その中で福祉を勉強してきたということ、健全育成等福祉の関連について興味を持っていたということもありましたので、児童館におけるソーシャルワーク機能ということについては、その可能性を含めて探り続けてきたというか、関心を持ってきたというところがあります。実際ソーシャルワーク機能という点については、30年前以上から児童館にはソーシャルワークの機能もあるのだということが言われて続けてきたのだと思うのですが、それが実際現場において実践されてきたかということ、専門性の問題や児童館自体の認知度ということもあって、なかなかそれが全国的には実現できてこなかったのかなという印象があります。

そんな中で児童館のガイドラインの策定というのもありまして、福祉的課題を抱える子どもや子育て家庭への対応というのが求められるという中で、児童館自体が非常に注目されてきて、ソーシャルワークの視点を持ちましょうという話が盛んにされていると思うのですが、児童館はこれまでの実践の中でもソーシャルワークの視点を持つとか、こどもた

ちの変化に気づくということは、職員の皆さんは既にされてきたことだと思うのですが、それを発見したときに、次にどうするか、どう対応するかというシステムとか仕組みがこれまでなかなかできてこなかったというのが課題なのかなと思っていますし、これも10年、20年の話ではなくて、ずっとそういったことが言われ続けてきたのかなと思います。ただ、近年、そういった様々な研究とか事業が進む中で、その気づきをどうするか、ソーシャルワークの視点を持って児童館がどう動いていくのかという実践のための仕組みづくりが本格的に求められている時期なのかなと思っています。

先ほどお話が出てきましたけれども、児童館が見えない自治体さんとか、地域であるとか、子どもたちであるとか、子育て家庭に対して、こういったワーキンググループで児童館の現状をお伝えすることによって児童館が社会資源として期待されるものになる、そういった役割を微力ではありますが果たしていきたいと考えております。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

続きまして、水野委員、よろしく申し上げます。

○水野委員 先ほどの安部委員からの御質問の件でございます。今、調べさせていただきました。まず、調査研究の中で5つの自治体にヒアリングをさせていただいておりました。その中で広島県の三原市さんは、児童館の建設当時から中高生の意見を積極的に児童館設営に反映しているというお話がありました。児童館運営協議会の委員の中に子どもたちもしっかりと参画して、児童館の様々な取組に子どもたちの意見が反映されています。ここは直営の児童館でもございました。

また、それとはちょっと離れますけれども、東京の八王子市につきましては、子ども意見発表会ということで、子どもたちが子ども会議ということで、市長さん等を含めてお話をする会を継続的にやられているようです。これを所管しているのが児童館を担当している行政の部署でございまして、そこが主催して、子どもたちが集まって意見を述べるということをしているようです。このアンケート、調査研究の中で東京都内が比較的やられているというふうに出したところが多かったように思われます。その3.3%でございました。すみません。遅くなりました。

私のほうからは幾つかありますが、児童館ガイドラインにつきましては、平成30年の改正から随分と時間がたっているのかなと感じております。今、お話にあったように、配慮児童とかBCPとか、様々な変化に応じて内容をもう一度見直すことも必要なのではないかなと感じております。

また、内容については難しかったり、分かりづらい。児童館を知っていらっしゃる方々でしたらすっと入るのかなと思いますけれども、例えば児童館はこういうことをやっているよね、では、これはこれで当てはまるのだよという具体性があると、より児童館の職員の、身近に感じられるのではないかなと思いつつながら、改正についても議論ができたかなと感じております。

今後の児童館活動についてですが、先ほど居場所のお話がありました。居場所と言うと、子ども食堂だったり、学習支援の場所だったり、何かをやるという形の居場所の定義が皆さんに比較的すっと入られるかなと思いますが、では、その中で児童館の居場所というのは、どんな役割を持って居場所とするのかということも定義として出していないと、児童館がサードプレイスとなったとしても、では、そこはどういう場所なのかというふうになるのかなという気もいたしております。

先ほど敷村委員のほうからもありましたけれども、中高生の居場所、0から18歳を利用対象としている児童館ですが、比較的、放課後児童クラブが増えていることもあり、なかなか中高生の居場所づくりということがなされている児童館が少ないのかなと思います。ただ、今、中高生に対してのとても大事な居場所ではないかなと思っていますので、児童館は中高生の居場所づくりも必要なのだよということがしっかりと定義つけられる必要があるかなと思います。

また、児童館の役割は比較的たくさんありまして、ガイドラインを見ていただくと分かるように、児童厚生員の仕事、職務が多岐にわたっております。0から18歳でもありますし、それこそ中高生の対応、配慮を要する児童、それからソーシャルワーク的機能も職員には必要ということで、研修等々は皆さん自主的に受けているかなと思いますけれども、その分、職員の位置づけ、身分の保障とかその辺りがしっかりとされていないことで職員の負担は増えるばかりです。また、今回のコロナのときに閉館、休館はしましたけれども、やはり放課後児童クラブは開く、それからニーズがとてもあるということで、様々児童館職員が苦勞してというか、どうやったら児童館が開けられるのかということで、試行錯誤しながら子どもたちのためにやられてきたのではないかなと思っていますので、エッセンシャルワーカーと呼ばれるならば、待遇とか児童厚生員の位置づけをしっかりとさせていただくということがやはり必要なのではないかなと思っています。児童館、遊びを通しての児童福祉施設ということで、児童厚生員、「児童の遊びを指導する者」とされておりけれども、職員のほうにもしっかりと目を向けていただけるといいのかなと感じております。

以上です。ありがとうございました。

○大竹座長 どうもありがとうございました。

これまで4名の委員からお話を伺いました。私のほうからコメントをしていきたいと思うのですが、4人の委員のお話はそのとおりに思っています。先ほどから出ていますように、児童福祉法の中に位置づけられた児童福祉施設であるということではもう一度再認識していかなければいけないし、児童福祉法がつくられた昭和22年から児童厚生施設として位置づいているということの意味。そして、4,400というこの数。しかし、この4,400の活動に濃淡があるという実態。そのことが地域の中にある児童館として、しっかりと根づいて地域の問題にも関わっていかなければならない。そして、必要不可欠な施設として位置づいていくことが求められている。ややもすると地域の方々の見方は、学童クラブイ

コール児童館という捉え方がある。この見方は、全国的にも同じような捉え方をされており、本来の児童館というものがなかなか分かりづらくなってきている。そこを改めていかなければいけないのだろうなと思っています。そして、4,400という数は本当に重要である。これから0から4,400をつくるなどということはありませんので、4,400ある児童館を地域に根差した児童館としてもう一度考えていかなければいけないのではないかなと思っています。

そういう中であって、今、児童館に光が当たって、児童館に期待するところが大きであり、そして児童館ガイドラインがつくられて、まさに拠点性とか多機能性とか地域性という機能を担っていくということ、児童館ガイドラインにのっとった運営をしていくということが、今後児童館が地域に根差していく、必要不可欠な存在になっていくのだろうなと思っています。

しかし、現場の先生方からの声もあったように、いろんな機能を児童館にというところ、そしてソーシャルワークということ、地域福祉的なところ、福祉的課題をとすることは重要なことである。ただし、今までの児童館の機能にいろいろと機能・役割を付加してくるけれども、そこに対応できる体制とか予算の課題がある。そうやっていかなければいけないというのは分かるけれども、現状において、4,400の中には非常勤とか嘱託という職員で回しているところもあり、私たちの今年の調査でも専任・専従の館長がいるところは積極的に地域の問題等も含めてできているけれども、そうでないところは来た子どもへの対応、学童クラブの子どもへの対応というところで終わってしまわざるを得ないというのが実態だと思うのです。

そういう中であって、4,400の児童館を有効に活用していくためには、今、言ったようなしっかりと専従とか専任という形。そしてソーシャルワーク、特にコミュニティーのソーシャルワークということは地域との連携ができる。さらに言えばアウトリーチ。今までのように来ている子どもだけということではなくて、まさに今、求められているのは、来られない子どもたちも含めて、そこにどう支援が届くのかということと、0から18、そして妊婦も含めて、これを対象として児童館が一步踏み出していくことが必要なのではないかと思う。

この前の報告によると、コロナ禍において、児童遊園とか児童公園に行ったときに、そこに母子がやってきている。児童館がクローズしてしまって、その人たちはどこに行ったかという、児童遊園、児童公園に出ていったと。そこに出張って行って、そこで関わりを持っていくという臨機応変的な、さらに言えばそういった活動が今、求められてきているのではないかと。

そして、特に中高生の問題、居場所づくりというところでは、今年の福祉的課題の調査等でも、アウトリーチということで、放課後児童館とか出張児童館とかナイト児童館ということで、一步踏み出して空き店舗を活用するとか高等学校の中に一室持つとか、先ほど敷村委員も言っていたように、中高生にとって、開設時間、7時とか8時までといった時

間もある程度フレキシブルに対応していかないと、中高生の活用、居場所にもなっていないのだろう。時間的な枠を広げていくというところできると、その点は人を配置、予算というところにもなっていくのだろうなと思っています。

そして、これまで厚労省のほうでもいろいろ調査研究事業をやってきて、昨年も幾つかの報告があり、いろいろな提言がなされています。私たちはもう一度この提言をしっかりと読み込んで、この提言を政策に反映できるようなことにはどんなことがあるのか検討することも必要ではないかと思う。これまでもすばらしい提言が出されてきていますので、このワーキンググループでももう一度掘り起こしていくことが必要なのかなと思う。

児童福祉法ができて70年を超えていく中で、児童厚生施設、第40条という規定のところできると、児童遊園、児童館等、「児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、又は情操をゆたかにすること」を目的とする施設ということから、今、私たちは地域の福祉課題とかいろんなところを児童館に期待をしている。となると、児童福祉法に規定されたこういう条文、規定についても改正をしていくということが必要なのではないかなと思っています。児童館ガイドラインにのっとった形での児童福祉法の改正というところに踏み込んでいくことも必要なこと。そういうことで全国的に法的に位置づくというところがすごく重要になっていくのかなと思っています。

最後になりますが、安部委員からも言われていましたように、社会で「遊び」と言うと、ただ遊びでしょ、たかが遊びでしょと捉えられていくけれども、しかし、こどもたちの成長・発達について、「遊び」というところの意義とか意味というものをもう一度社会に訴えていく。特にコロナ禍で、この夏の甲子園ではないけれども、青春は密だと言うけれども、こども期は密だというところで全部制約されていく。このことがこどもたちの成長・発達にどういう負の要因になっていくのかということも私たちは社会に発信して、遊びの意義というところも周知徹底していく必要があるのではないかなと思っています。そういった役割も児童館の役割として担っていききたいなと思っています。

以上でございます。

それでは、今、それぞれの委員からふだん思っていることをコメントいただきました。

これから二巡目ということになりますが、これからは順番ということではなくて、30分ぐらいの時間になりますけれども、どなたからでも結構ですので、言いそびれたところ、このことは確認したい、質問したいというところで、挙手をさせていただいてお話をいただければと思っています。いかがでしょうか。話し足りなかったところがありましたら、委員の皆さんからお話をいただければと思っています。

あと、最初の主な論点、児童館の現状と今後の児童館活動についてということで、事務局から幾つか提示されていますので、そのことについても触れていただけるとありがたいと思っています。では、敷村委員、お願いします。

○敷村委員 論点のところにある児童館の現状の部分のところですが、私は今、現場の中

における人間ですけれども、地域によって本当に差があるのが現状です。先ほど大竹委員から言っていたように、それこそ児童福祉法改正的な部分、中身の部分のところからも、あまりにも広過ぎるので、そういう意味では少しそこまで突っ込んでいただくと、多分地方自治体とかそれぞれの人の考え方、捉え方がちょっと違ってくるのではないかなということはずごく感じました。

児童館の中に児童クラブが入っているところもあるのですが、児童クラブが強過ぎて、普通の子が遊びに来られないという現状などもあったりします。東京のほうでは割と平均的に来られているところが多いのですけれども、地域によっては児童クラブがその多くを占めているところがあったりして、変な話、それでいっぱいいっぱいになっているところがございます。だから、4,300という数、若干減ってきたにせよ、これをゼロからもう一遍しましょうかというところとするよりは、今ある、それも児童厚生員という有資格者、資格を持っている人間がそこには必ず最低2名ぐらいいはいます。ということは、しっかり研修をしている人間もおりますし、そこにプラスアルファ、国のレベル的にそこら辺のところの付加価値をつけると後押しができるのだらうなとすごく感じております。

現状の中での弱い部分のところも私たち児童館の職員は把握しながら、そこを、いやいや、私たちはやっていますよではなくて、いやいや、それではなくて、ソーシャルワーカー的な部分のところをもっと。私たちはこれまで研修はしてきたつもりなのですけれども、もっともっとしっかりと話をしていくべきだろうなと感じております。

なので、その辺のところに関しましては、私どもも真摯に受け止めながら、現場の人間がいま一度勉強し直す。そして、そこで問題点をしっかり上げていくという部分のところからですし、今回視聴されている方がおられるかもしれませんが、そういう部分のところでも全国的に広げていき、各地域でそこはもう一度論点を議論していきながら、各委員の皆さんがしっかりと児童館のことについて考えていただいております中で、現場の人間の代表としましてはそこをしっかりと受け止めていく必要があるなと感じております。

○大竹座長 ありがとうございます。

では、水野委員、よろしく申し上げます。

○水野委員 ありがとうございます。

先ほど阿南専門官のほうからもあったこどもたちが相談する場所。地域相談施設とおっしゃっていたかな。相談する場所ですけれども、児童館というところをしっかりと位置づけられたらいいかなと思っております。保護者等には様々相談する機関、例えばこども家庭センターとかがあって、そういうところに行きやすいですが、こどもが直接悩みを相談したり、今回の調査結果でも分かるように、こどもたちが気軽に相談できる場所というところは、やはり児童館かなというふうにも感じております。

また、0から18。中高生につきましては思春期でもありますので、そこは児童厚生員との関係性で様々な悩みとか相談をされたりしている児童館が多々あるのではないかなと思っております。ここは遊びを通した施設であるというところから、こどもたちが心を許し

たり、気軽に様々な話ができるというところにつながっていくのかなと思います。相談施設という形ですと、お子さんたちが施設に相談し行くということはなかなか難しいかと思えます。遊びを通した施設であるからこそ気軽な相談ができるということで、相談事業をやっていますという看板にすると、こどもたちはなかなか来づらいのではないかなと思いつつ、こどもたちの自然な相談ができる場所ということで児童館をしっかりと位置づけられたらいいのかなと思えました。

また、先ほど安部委員のほうからもありましたこどもが意見を述べる場とかは、児童館が今まで積極的に取り組んできた事柄です。こどもの参画についても今回コロナ禍で下がってはおりますが、実際こどもの参画として児童館では様々な取組をしておりますので、今後家庭庁にこどもの意見を述べる場とか、こどもの意見を尊重する場ということで、児童館をしっかりとアピールして伝えていけたらなとも感じております。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

そのほか、委員の方々、いかがですか。

先ほど水野委員が言ったように、児童館が相談機関ですよと旗を上げると、なかなか行きづらい。ただ、これまでの児童館というのは、そういった遊びとか何かのやり取りの中でキャッチするという力が児童厚生員の中にあって、そこからつなげていくということ。そして、児童館に利害関係のない大人がいて、斜めの関係性の中で、この人ならばというところでやってくるようなこどもたちの行動だと思うのです。ですから、そういった意味では、二次的などころでは相談は聞くということだけけれども、しかし、全面的なところは、こどもたちが誰でも来られて、そういう中でやり取りをしながら職員がキャッチできて、そしてそこをしっかりと対応できる、そのような役割が担えると、相談相談ということをも全面的に出さなくても良いのかなと思う。かかりつけ相談機関ということも一方ではありますが、何かあれば児童館に行こうということも周知徹底していきたいと思えますけれども、しかし、児童厚生員には専門職としてそういうやり取りの中で気づくといった力も、研修等を通して持っているといいのかなと思えました。

ありがとうございます。

ほかに何かございますでしょうか。では、敷村委員、お願いします。

○敷村委員 すみません。何度も。出ていた遊びの定義、遊びという部分のところ。今もそうなのですけれども、現在、遊びを指導するという部分のところの資格になっているのですが、遊びの認識というところが一般の方にはまだ遊戯というか、そういうところで捉えられて終わっているところがあるので、私たち児童館においての遊びの定義的なものをこういう場でしっかりと伝えていくことが大切なのだろうな。

1つにとどまらずに、キャンプ活動もそうですし、いろいろな演劇活動であったり、ダンスであったり、今、こどもたちが何げにやっている部分のところ、何かしたいなと思う部分のところ、切り口が全部遊びという部分のところ。そこから広げていってあげられ

ているのが遊びの定義かなと思っているので、その辺のところを私どもがしっかりとまた伝えていく必要があるのだなと感じております。

先ほどの相談のこともそうですけれども、確かにいつでもいいですよというのあれですが、相談というか、話してねと。この夏休み、自殺者が増えるときに、いつでもおいでねという部分のところを問いかけて、全国の児童館に貼っているものがあるのです。何かあったら児童館においでね、何でも話を聞くよというところ。そういう部分のところからでも話を聞ける体制、こういうこともやっているのだよということを私どももしっかりと伝えていく必要があって、先ほど安部委員が言っておられたように、知らない人は全く知らずに、所委員にしても大学生になって初めて。私も実は児童館で働き出してから児童館を知った口なのです。愛媛も児童館が少なかったのです。松山には昔ほとんどなかったのです。なので、知らずに来たのだけれども、そこの必要性というものは幾つになって知っても感じられる。そういう意味では伝えていかなければいけないし、今が一つの大きな岐路かなと思っておりますので、いろいろと議論をしていけたらなと思っております。

○大竹座長 ありがとうございます。

そのほか、いかがでしょうか。では、課長のほうからどうぞ。

○里平子育て支援課長 皆さんの御議論、話を聞いていて、1つ皆さんに課題ではないですが、考えていただきたいことを発言させていただきたいと思います。児童館というのは運営費が全て一般財源化されていまして、一応その当時は同化・定着したということで一般財源化した。その関係からか、平成9年、10年ぐらいから民営が増えていったという状況があります。その中で皆さんが新たなことを一生懸命頑張ろうといういろいろされても、なかなか進んでいかないというのが現状ではないかなと考えています。

その中で私どものほうでも考えているのが、この調査の中でも障害児の受入れがかなり増えてきたという状況の中で、障害児を受け入れるために何が必要なのかとか、遊びを展開する中では何が必要なのか。こどもの意見を聞いて、今は例えばゲームとかオンラインの関係、ICT化の関係、そういう問題が子どもたちの要望、この間のオンラインかいぎでも出てきているという中で、どうしたら予算をつけられるかということにも着目して今後検討していただければなと考えます。

以上でございます。

○大竹座長 貴重な視点、ありがとうございます。

私たちは言うだけでなく、しっかりと予算をつけられるような活動内容を考えていかなければならないと思うので、その点も含めて御意見をいただければと思います。いかがでしょうか。では、所委員、お願いします。

○所委員 すみません。今の予算というところはちょっと考えにくいところですが、相談の話もありましたが、現状を見ていくという上では、ほかの施設や、地域の中のほかの社会資源との連携が重要になると思うのですけれども、財団の実態調査の結果を御報告いただきましたが、小学校が1位になっているし、中学校が5位になっているということ

なのですが、恐らく重要なのは何をもって連携と言っているのかという中身なのかなと思うのです。イベントがこのときにありますからよろしくねというのも連携と取れば取れるでしょうし、個人情報に触れるようなこどもの心配な部分について情報交換をするというところも連携に当たると思うので、連携という意味、中身ということについても知る必要があるのかなと思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

現場のほうで連携というところ。私の知っているところでは、例えば子ども自身に気になるところがあると、学校ではどうなのだろうかということで、学校に問合せをしたりしながら、単なる行事の案内ということではなくて、こどもの問題を解決していくために情報共有していくことでの学校との連携というのがメイン、大きいのではないかなと思っているのですが、現場のほうでこんな視点もありますというところがあれば、教えていただきたいと思うのですけれども。では、水野委員、お願いします。

○水野委員 今、大竹委員がおっしゃったように、こどもの関係のやり取りは多分小学校とは比較的密にやられているのではないかな。また、民生・児童委員さんのほうも児童館という施設をしっかりと御存じというか、地域の中ではしっかりと位置づいているので、このように2位に入っているのではないかなと思っています。

警察署とか下のほうについては、防犯訓練とかそういう形での連携、プラス何かあったときに連絡をするというところに入っているのではないかなと思われまます。「連携・協力」と2つにしている部分と協力という部分で、内容的にはもしかしたら違うのではないかと思えますけれども、小学校については、こどもの情報共有という形の連携はどの児童館も比較的取れているのかなと思っております。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

では、敷村委員、お願いします。

○敷村委員 連携の部分については、この間、第三者評価で東京のほうに行かせてもらったのですが、東京は割とできているのです。地方に行くと、その辺のところ若干弱い。私、松山のところに出ているのですけれども、地域の連絡協議会とかそういうところに例えば保育園は出ているけれども、児童館はまだ行けていないとか。不登校児の部分では、学校もちょっと苦しんでいるところがあったときに、児童館のところこういうふうになっているのですよといってくれる。ほかにも例えば障害の子、気になる子への対応。特に障害の子は、発達障害のところ2016年からかなりしっかりと認定されてきたので、少し枠が増えてきています。

そういう意味では、児童館の中にそういう子がよく来るのです。受け入れてくれにくいし、塾にも行けないので。先ほどの予算の部分の切り口になるかと思うのですが、そういう気になる子への対応を児童館の中でも細々とやっているところがあるのです。愛媛など

でも少しずつ増えてきています。

その部分を、それこそ予算を取ることも含めて、それにプラス1人とか、その子たちが来やすいように、例えば5時以降の開園であるとか、6時までということになってくると、学校との協力とか、その子たちの救い、いろいろなものの把握という部分ができるので、気になる子への対応のところを連携の窓口にしなから、そして予算確保という部分のところも。今はそういう部分が割と言われているところが多いので。普通と呼ばれている子にはなかなか予算がつきにくいのですけれども、ちょっと気になる人には予算がつきやすいという現状があって、でも、私たち児童館の中では気になる子も普通の子も同じなので、そういう意味では枠を広げていく意味はあるのかなとすごく感じているところなので、予算及び連携という部分でその辺のところも話ができたらなと思っております。

○大竹座長 ありがとうございます。

アンケート調査からしても、本当に気になるお子さん、配慮が必要なとか、不登校も含めて、そういうお子さんを児童館が受入れをしている実態も結構な割合で出てきている。そして、これまでの調査研究でもモデル事業としていろんな取組をしている。そういうものをしっかりとピックアップしながら社会に発信して行って、児童館といったところがこういう役割をしている。先ほどの児童福祉法の規定はそれだけけれども、今、求められているところにプラスアルファとして、まさに地域の福祉課題を解決するために、地域のこどもたちの福祉の向上を図るために児童館がいろんな取組をしているというところがなかなか表に出ていないというところで、そういったものを社会に発信しながら、そういった役割を担っているということ。そして、利用者の声を反映しながら、国のほうにはしっかりと訴えていければと思っはいるのですけれども、そんなところも含めながら何かいいアイデアとかあれば教えていただきたいと思ひます。では、安部委員、お願いします。

○安部委員 ありがとうございます。

今の敷村委員のお話と先ほどの里平課長の問いとの関係ですけれども、児童館の予算、どうやったら自治体のほうが使いやすくなるのかというのは、誰に話を聞けばいいのでしょうか。というのは、このワーキングのメンバーに自治体関係者がいないのですが、どうしたらいいですか。調査とかがありますか。調査結果。

○里平子育て支援課長 里平です。

調査とか自治体の方がというよりも、先ほどから皆さんが言われているこどもの意見とか、私がこの間こどものかいぎで感じたのは、ゲームがやりたいとかそういう理由で児童館においてオンラインをいきなり組んでもらいたいとか、こどもたちからの意見、情報が私どもの予算をやっている人間、福祉をやっている人間のほうに入って、それを予算化。皆さんからも本当にいいのかとか、そういうのを議論していただいて、そういうことが予算につながっていくのではないかと。

もう一般財源化しているのだから、児童館の職員、単純な厚生員として増やしていくのはなかなか難しいのですが、新たなものを付加的にすることで児童館をどんどん活性化させて

いく。児童館という大きな場所がありますので、その中でいろいろやれることを皆さんで考えていただいて、それを事業化できればなと我々は最近考えています。ですから、親の意見であったり、自治体からの意見もありますけれども、まずはこどもさんの意見だというふうに考えています。

○安部委員 ありがとうございます。

そうすると、これまで委員のほうから出ていた意見は、職員の待遇とかをどうするのかという話として予算が出ていたと思うのですが、今、課長がおっしゃったのは、設備であるとか、こどもたちが遊びをしていく中で、こんなものがあつたらいいなというのを実現する予算ということですね。

○里平子育て支援課長 職員の方々の待遇も含めてですね。両方です。○安部委員 そうすると、児童館の現場の先生方とかこどもたちがこういうのがあつたらいいなとか、こんなふうになつたらいいなという思いはいつも思っていると思うのですが、現状それを吸い上げる制度がないということなので、その制度をどうつくっていくかという話なのかなと思います。これはこども基本法の第11条で、施策を立案したり、つくったり、評価をしていくときに、こどもの意見を反映するという項目が入っていますので、これとも関連するかなと思うのです。児童館の中でこどもたちとか保護者とか現場の先生方が、こんなのがあつたらいいなと思っているものを予算につなげるような仕組みが今ないので、それをどう入れていくかというのは一つ重要な論点かなと思いました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございます。

今、設備のところていくと、中高生のところではWi-Fiがついているかどうかというのがすごく大きいところ。ある児童館長が言っていたのは、そこではゲームを持ってくるのは禁止ですと。だけど、それをやってしまうと、ゲームができないなら行かないと言って、来ないことになる。児童館の勝負はまずは来てもらうというところていくと、うちはゲームができますよと言って、来る。しかし、ゲームよりもっと楽しい遊びとかそちらにこどもたちを巻き込んでいく。ですから、Wi-Fiがありますよというところてやってくる。そういう中で人と人との交流とか、話をするとか、そういったところのほうで1人でWi-Fiで何かをやっているよりも楽しいよねというところで、まずは来てもらうということが一つ。

あと、今、学校の中でオンラインの授業が増えてきた中で、格差が相当あつてというところでは、家の中でそういった設備がなければ、児童館に行くつとそういった設備があつて、それができるということ。貧困対策ではないけれども、そういったところも担っていく。ですから、設備としては、そういったものを充実させていくことで、こどもたちが来るということにもなる。

もう一つは、我々が求めているのはアウトリーチですね。来られないこどもたちをどうするか。そういったプラスアルファのところを児童館がどう役割を担っていくかというの

をしっかりと伝えていけるということと、安部委員が言っていた子どもたちの声、保護者の声をしっかりと政策に反映できるということ。法律にも位置づいているのだから、そこで声を吸い上げて伝えていくというところをしっかりとやっていきたいというところですね。

ありがとうございました。

そのほか、何かございますか。では、水野委員、お願いします。

○水野委員 今のICTの環境やWi-Fiの関係ですけれども、先日オンラインこどもかいぎの中でも、子どもたちがインターネット環境、Wi-Fiがない児童館が多いからできないとか、こどもはタブレットを持っていて、今は宿題もそれでやったりするということが多い中で、児童館にないという部分が比較的中高生の中では話題に上がっていました。

また、中高生世代の利用が伸びない要因として、この間、財団のほうから厚生労働大臣に要望書を出させていただいた中に記載させていただいておりますが、遅くまで開館している児童館がないということ。先ほど敷村委員もおっしゃってございましたけれども、子どもたちの生活リズムの中で、児童館が6時に閉まってしまうと利用することがなかなかできないのではないかな。また、今おっしゃったWi-Fiの環境が必須ではないかなということも含めて、そういうことを時代時代に合わせて。児童館はプログラムがしっかりとしている場所ではなくて、時代時代に合わせて様々なことができるというところが特徴ではないかと思しますので、その時々に合わせて子どもたちのニーズに合ったものを取り入れながらやっていくということがとても大事になってくるのではないかと感じております。

オンラインでつながったことでまたほかの、本当に全国でつながったので、子どもたち自身もとても楽しかったという御意見が多かったです。また、海外とつながっている児童館もあったり、そういうことも含めて、児童館の中だけではなくて、外に目を向けられる手段としてもWi-Fiというのはとても大事な視点ではないかなと感じました。

以上です。

○大竹座長 ありがとうございました。

そのほか、いかがでしょうか。

繰り返しますけれども、先ほどの予算のところをいくと、これまで6時というところが7時、8時という時間の延長ということはしっかりと予算がかかってくるところですが、そうしない限り中高生の利用がなかなか難しいと。昨年町田市の調査でも、夜間のところは、児童館を利用していた者が大学生になって、その大学生が夜の時間帯をアルバイトという形で関わり、研修を受けながら、何か気になると記録を残して、次の日に職員がそれを読んで直接こどもに関わっていく。そのようなやり方をしている自治体もあったりします。ただ、今、申し上げたように、6時で終わるのでなくて、7時、8時と時間が延びれば、そこに予算は取らなければいけない。そういったことが中高生の居場所にもつながっていくというところでは、しっかりと伝えていく必要もあるのかなと。プラスアルファとして必要なものというところで訴えていきたいなと思います。

いかがでしょうか。そろそろ予定している時間になっているのですが、このことだけはこのものがあれば伝えていただいて。

もう一つ宿題としては、改正されたガイドラインが平成30年にあって、大型児童館も入りということですが、児童館ガイドラインが改正されましたけれども、さらにもう一步踏み込んでとか、ガイドライン自身も皆さんでもう一度目を通していただいて、何か。ガイドラインというのはすごく重要なことで、あれが全国に伝わっていくわけですし、これが一つの基準になっていますよというものになりますので、もう一度。今、我々のところで児童館の在り方とか声を出しましたけれども、そういったものがガイドラインの中でもし欠けているのであれば、そこに修正をしていくとかいうこともこのワーキングの中で考えていきたいと思っておりますので、それは2回目以降のところになると思いますが、改正された児童館ガイドラインではあるけれども、さらなる改正等が必要な箇所があれば、次回以降のところでお意見をいただければと思います。

皆さんのほうからいかがでしょうか。第1回目のところでこの点はこのところがあればお聞きしたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

(委員首肯)

○大竹座長 皆さん、うなずいていますので、ありがとうございます。

それでは、ここで一旦締めさせていただきます。

それでは、議事の5「その他」ですが、事務局から何かございますでしょうか。

○浜田係長 ありがとうございます。

その他につきましては、事務局からは特にございません。

○大竹座長 ありがとうございます。

それでは、事務局のほうで本日いただきました御意見について整理をお願いしたいと思います。次回はその取りまとめを基に議論を深めていきたいと思っております。ガイドラインの点についても宿題という形で、もう一度読み直して、こんなところが付け加わったらいいのではないかとこのものがあれば、また御意見を伺えればと思います。

それでは、事務局のほうによろしく申し上げます。

○浜田係長 はい。承知いたしました。

○大竹座長 それでは、予定しました議事は以上となります。

次回について、事務局からよろしく申し上げます。

○浜田係長 事務局でございます。

皆様、御議論ありがとうございます。

次回の日程につきましては現在調整中ですが、10月を予定しているところでございます。議題としましては、先ほど座長のほうからありましたとおりでございます。

以上でございます。

○大竹座長 長時間にわたり議論、ありがとうございます。そして、貴重な御意見もありがとうございます。

これもちまして閉会いたします。本日はどうもありがとうございました。